関 自 貨第７８１号の３
令 和 元 年 １ ０ 月 １ 日

一般社団法人
全国物流ネットワーク協会長　殿

関 東 運 輸 局 長

「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」の一部改正について

標記について、令和元年８月１日付け国自貨第３７号により、国土交通省自動車局長から別添のとおり通達があったので、平成１５年２月２８日付け公示「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」を一部改正し、令和元年１１月１日から適用することとしたので了知されるとともに、貴協会傘下会員に対する周知方取り計らい願います。

公　　示

「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」（平成１５年２月２８日公示）の一部を下記のとおり改正したので公示する。

令和元年１０月　１日

関東運輸局長　　吉田　晶子
東京運輸支局長　　高山　和征
神奈川運輸支局長　　五十嵐　康夫
埼玉運輸支局長　　森下　義幸
群馬運輸支局長　　服部　和訓
千葉運輸支局長　　小塚　正和
茨城運輸支局長　　辻　　正剛
栃木運輸支局長　　中里　直之
山梨運輸支局長　　荷見　雄二

記

別添新旧対照表のとおり改める。

附　則（令和元年１０月１日付け関自貨第７８１号により一部改正）

本処理方針は、令和元年１１月１日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

○　一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について（平成１５年２月２８日付）

新

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等については、平成１５年２月２８日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」（以下「公示基準」という。）に定めるところによるほか、下記により処理することとしたので公示する。

平成１５年　２月２８日
一部改正　平成１９年　２月　７日
一部改正　平成２５年　７月２５日
一部改正　平成２５年１１月１２日
一部改正　平成２７年　４月１６日
一部改正　令和　元　年１０月　１日

関東運輸局長　淡路　均
東京運輸支局長　向　良一
神奈川運輸支局長　佐藤　博
埼玉運輸支局長　山本　三郎
群馬運輸支局長　荻原　克己
千葉運輸支局長　小林　一雄
茨城運輸支局長　会田　幸治
栃木運輸支局長　北畠　幸雄
山梨運輸支局長　大川　充麿

記

１．一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可等
(1)～(2)　（略）
(3)　事業用自動車の数の変更の認可
貨物自動車運送事業法施行規則（以下、「施行規則」という。）第６条第１項第１号に規定する「当該変更後の事業計画が法第９条第２項において準用する法第６条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」には以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによること。
①　変更後の事業用自動車の数が「公示基準」２．(1)に適合しない場合

旧

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等については、平成１５年２月２８日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」（以下「公示基準」という。）に定めるところによるほか、下記により処理することとしたので公示する。

平成１５年　２月２８日
一部改正　平成１９年　２月　７日
一部改正　平成２５年　７月２５日
一部改正　平成２５年１１月１２日
一部改正　平成２７年　４月１６日

関東運輸局長　淡路　均
東京運輸支局長　向　良一
神奈川運輸支局長　佐藤　博
埼玉運輸支局長　山本　三郎
群馬運輸支局長　荻原　克己
千葉運輸支局長　小林　一雄
茨城運輸支局長　会田　幸治
栃木運輸支局長　北畠　幸雄
山梨運輸支局長　大川　充麿

記

１．一般貨物自動車運送事業の事業計画変更の認可等
(1)～(2)　（略）
（新設）

減車によるものである場合にあっては災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めることとする。

② 増車を行う場合であって、下記イ～ハに該当する場合等法令遵守が十分でないと認められるとき (7)①の基準に準じた審査を行うこととする。

イ 変更を行おうとする者と貨物自動車運送事業法第５条第３号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から５年を経過しない者である場合

ロ 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が１２点以上である場合

ハ 変更に係る営業所について、申請日前１年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合

③ 増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前３ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して３ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の３０％以上となるとき（当該合計が１０両以下であるときを除く。） (7)①の基準に準じた審査を行うこととする。

(4) 事業用自動車の数の変更の事前届出 （略）

(5) 営業所の位置の変更の届出 （略）

(6) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて （略）

(7) 法令遵守

① 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、イ～への全てを満たすものであること。

イ 申請日前６ヶ月間（悪質な違反の場合は１年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）でないこと。

ロ 申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施

(3) 事業用自動車の数の変更の事前届出 （略）

(4) 営業所の位置の変更の届出 （略）

(5) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて （略）

(6) 法令遵守

① 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、申請日前３ヶ月間（悪質な違反の場合は６ヶ月間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として存在していた者を含む。）でないこと。

その他法令遵守状況に著しい問題が認められる者でないこと。

（新設）

（新設）

機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。	
ハ　申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。	（新設）
ニ　申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること（特別な事情がある場合を除く。）。	（新設）
ホ　貨物自動車運送事業法第６０条第１項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。	（新設）
ヘ　施行規則第１２条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。	（新設）
②　事業計画の変更のうち、増車については申請者又は届出者が当該申請又は届出に係る地方運輸局長等から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。	②　事業計画の変更のうち、増車については届出者が当該届出に係る地方運輸局長等から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。
２．運送約款の認可	２．運送約款の認可
(1)　施行規則第１１条に規定する記載事項が明確に規定されていること。	(1)　貨物自動車運送事業法施行規則第１１条に規定される記載事項が明確に規定されていること。
(2)～(3)　（略）	(2)～(3)　（略）
(4)　運賃・料金の収受に関して、施行規則第１２条に該当する場合を除き、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められていること。	（新設）
(5)　宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮されているものであること。	(4)　宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮されているものであること。
３．事業の譲渡譲受の認可	３．事業の譲渡譲受の認可
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　事業を譲り受けしようとする者について、「公示基準」Ⅰ．１．～１４．（事業を譲り受けようとする者が既に一般貨物自動車運送事業の許可を受けている場合にあっては、「公示基準」Ⅰ．１．～８．及び１０．～１４．並びに上記１．（７）に適合するものであること。	(2)　事業を譲り受けしようとする者について、「公示基準」Ⅰ．１．～１２．（事業を譲り受けようとする者が既に一般貨物自動車運送事業の許可を受けている場合にあっては、「公示基準」Ⅰ．１．～７．及び９．～１２．並びに上記１．（６）に適合するものであること。
４．合併、分割又は相続の認可	４．合併、分割又は相続の認可
(1)　合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、「公示基準」Ⅰ．１．～１４．（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既に一般貨物自動車運送事業の許可を受けている場合にあっては、「公示基準」Ⅰ．１．～８．及び１０．～１４．並びに上記１．（７）に適合するものであること。	(1)　合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、「公示基準」Ⅰ．１．～１２．（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既に一般貨物自動車運送事業の許可を受けている場合にあっては、「公示基準」Ⅰ．１．～７．及び９．～１２．並びに上記１．（６）に適合するものであること。
(2)　（略）	(2)　（略）
５．　（略）	５．　（略）
６．その他	６．その他
(1)　特定貨物自動車運送事業の事業計画等の変更の認可等については、１．（３）及び（７）①ヘを除き、この処理方針を準用するものとする。	(1)　特定貨物自動車運送事業の事業計画等の変更の認可等については、この処理方針を準用するものとする。

(2)　（略） 附　則　（略） 附　則（令和元年１０月１日付け関自貨第７８１号により一部改正） 本処理方針は、令和元年１１月１日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。	(2)　（略） 附　則　（略）

公　　示

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等については、平成１５年２月２８日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」（以下「公示基準」という。）に定めるところによるほか、下記により処理することとしたので公示する。

平成１５年　２月２８日
一部改正　平成１９年　２月　７日
一部改正　平成２５年　７月２５日
一部改正　平成２５年１１月１２日
一部改正　平成２７年　４月１６日
一部改正　令和 元 年１０月　１日

関東運輸局長　淡路　均
東京運輸支局長　向　良一
神奈川運輸支局長　佐藤　博
埼玉運輸支局長　山本　三郎
群馬運輸支局長　荻原　克己
千葉運輸支局長　小林　一雄
茨城運輸支局長　会田　幸治
栃木運輸支局長　北畠　幸雄
山梨運輸支局長　大川　充麿

記

１．一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

（１）　事業計画変更事項のうち、営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力、休憩施設の位置及び収容能力、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、営業所及び荷扱所の位置、積卸施設の取扱能力、運行系統並びに運行日及び運行回数、貨物利用運送を行うかどうかの別、営業所、業務の範囲、貨物の保管体制を必要とする場合の保管施設については、「公示基準」に適合するものであること。

（２）　事業用自動車の種別の変更の認可

新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通車を使用する運送について、それぞれ「公示基準」に適合するものであること。

（３）　事業用自動車の数の変更の認可

貨物自動車運送事業法施行規則（以下、「施行規則」という。）第６条第１項第１号に規定する「当該変更後の事業計画が法第９条第２項において準用する法第６条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」には以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによること。

①　変更後の事業用自動車の数が「公示基準」２．（１）に適合しない場合

減車によるものである場合にあっては災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めることとする。

②　増車を行う場合であって、イ～ハに該当する場合等法令遵守が十分でないと認められるとき　（７）①の基準に準じた審査を行うこととする。

イ　変更を行おうとする者と貨物自動車運送事業法第５条第３号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から５年を経過しない者である場合

ロ　変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が１２点以上である場合

ハ　変更に係る営業所について、申請日前１年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が行う巡回指導による総合評価において、「Ｅ」の評価を受けている場合

③　増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前３ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して３ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の３０％以上となるとき（当該合計が１０両以下であるときを除く。）　（７）①の基準に準じた審査を行うこととする。

（４）　事業用自動車の数の変更の事前届出

①　増減車の事前届出については、以下の各号に適合しているものであり、別途定める届出書及び必要な添付書類により提出され、かつ、その内容が真正なものであること。

②　増車の届出に伴い、車庫の収容能力の拡大等事業計画の変更等が必要となる場合には、その変更手続を終了していること。

また、事業を遂行するに足る運転者、運行管理者及び整備管理者が確保されていること。

③　減車により「公示基準」Ⅰの２（１）による車両数未満にならないものであること。

④　届出者は、あらかじめ届出書を提出すること。ただし、繁忙期等においては当日に確認することが困難な場合があるため、できる限り実施予定日より前に提出するよう努めること。

⑤　自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続きをとらせること。ただし、「貨物自動車運送事

業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」（平成５年１１月１１日付け関自貨２第２７５８号、関自貨１第３０７号、関整登資第１５１号、関整事公第３４８号、関整車第３６１５号）による取扱いは、この限りでない。

⑥　事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。

（5）　営業所の位置の変更の届出

関東運輸局長が指定する区域内における位置の変更の届出については、車庫との距離制限上支障のないものであること。

（6）　運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて

車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事業計画の変更の場合、協定書等の提示を求め内容を確認すること。

（7）　法令遵守

①　事業計画の事業規模の拡大となる申請については、イ～への全てを満たすものであること。

イ　申請日前６ヶ月間（悪質な違反の場合は１年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）でないこと。

ロ　申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。

ハ　申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

ニ　申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること（特別な事情がある場合を除く。）。

ホ　貨物自動車運送事業法第６０条第１項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

ヘ　施行規則第１２条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

②　事業計画の変更のうち、増車については申請者又は届出者が当該申請又は届出に係る地方運輸局長等から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施

予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

２．運送約款の認可

⑴　施行規則第１１条に規定する記載事項が明確に規定されていること。

⑵　運賃・料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

⑶　損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

⑷　運賃・料金の収受に関して、施行規則第１２条に該当する場合を除き、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められていること。

⑸　宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮されているものであること。

３．事業の譲渡譲受の認可

⑴　事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続きによることとする。

⑵　事業を譲り受けしようとする者について、「公示基準」Ⅰ．１．～１４．（事業を譲り受けようとする者が既に一般貨物自動車運送事業の許可を受けている場合にあっては、「公示基準」Ⅰ．１．～８．及び１０．～１４．並びに上記１．（７））に適合するものであること。

４．合併、分割又は相続の認可

⑴　合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、「公示基準」Ⅰ．１．～１４．（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既に一般貨物自動車運送事業の許可を受けている場合にあっては、「公示基準」Ⅰ．１．～８．及び１０．～１４．並びに上記１．（７））に適合するものであること。

⑵　分割の認可については、分割後において存続する事業者が、「公示基準」Ⅰ．２．の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。

５．事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用するものとし、事業の一部の休止又は廃止については、事業計画の変更の手続を行うこと。

６．その他

⑴　特定貨物自動車運送事業の事業計画等の変更の認可等については、１．（３）及び（７）①ヘを除き、この処理方針を準用するものとする。

⑵　貨物自動車運送事業法施行規則第４４条の規定に基づき、譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合は、別途定める届出書及び必要な添付書類により提出すること。

附　則

１．この処理方針は、平成１５年４月１日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

２．平成２年１１月１日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」は、平成１５年３月３１日限りこれ

を廃止する。

附　則（平成１９年２月７日付け関自貨第２１１９－２号により一部改正）

この処理方針は、平成１９年２月７日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

附　則（平成２５年７月２５日付け関自貨第４９２号により一部改正）

この処理方針は、平成２５年８月１日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

附　則（平成２５年１１月１２日付け関自貨第９５２号により一部改正）

本処理方針は、平成２５年１２月１日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

附　則（平成２７年４月１６日付け関自貨第１５７６号により一部改正）

本処理方針は、平成２７年６月１日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

附　則（令和元年１０月１日付け関自貨第７８１号により一部改正）

本処理方針は、令和元年１１月１日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

国自貨第３７号
令和元年８月１日

関東運輸局長　殿

自動車局長
（公印省略）

「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」の一部改正について

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成３０年法律第９６号）の施行に伴い、「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成１５年２月１４日付け国自貨第７７号）の一部を別添新旧表のとおり改正し、令和元年１１月１日から実施することとしたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれたい。

関東運輸局
自貨
受 -1.8.-1 付
第 488 号

別　添

○　一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について（平成１５年２月１４日付け国自貨第７７号）

新	旧
国自貨第７７号 平成１５年　２月１４日 一部改正　平成１９年　２月　７日 一部改正　平成１９年　７月２７日 一部改正　平成２０年　３月３１日 一部改正　平成２５年１０月３１日 一部改正　平成２７年　３月　９日 一部改正　令和　元年　８月　１日	国自貨第７７号 平成１５年　２月１４日 一部改正　平成１９年　２月　７日 一部改正　平成１９年　７月２７日 一部改正　平成２０年　３月３１日 一部改正　平成２５年１０月３１日 一部改正　平成２７年　３月　９日
各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿	各地方運輸局長　殿 沖縄総合事務局長　殿
自動車交通局長	自動車交通局長
一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可 及び事業計画変更認可申請等の処理について	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可 及び事業計画変更認可申請等の処理について
（略）	（略）
別　紙	別　紙
一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る 許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針	一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る 許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針
１．一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可 以下の方針の定めるところにより行うものとする。 (1) 営業所 ①　使用権原を有すること。 ②　都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。 ③　規模が適切なものであること。 ④　必要な備品を備えているなど、事業遂行上適切なものであること。 (2) 最低車両台数 ①　営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別（貨物自動車運送事業法施行規則	１．一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可 以下の方針の定めるところにより行うものとする。 (1) 営業所 ①　使用権原を有すること。 ②　都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。 ③　規模が適切なものであること。 （新設） (2) 最低車両台数 ①　営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別（貨物自動車運送事業法施行規則

（以下「施行規則」という。）第２条で定める種別）ごとに５両以上とすること。

② 計画する事業用自動車（以下「計画車両」という。）にけん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車＋被けん引車を１両と算定すること。

③ 霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、①に拘束されないものであること。

(3) 事業用自動車

① 計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであること。

② 使用権原を有するものであること。

(4) 車庫

① 原則として営業所に併設するものであること。

ただし、併設できない場合は、平成３年６月２５日運輸省告示第３４０号に適合すること。

② 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が５０cm以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。

③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。

④ 使用権原を有するものであること。

⑤ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

⑥ 前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

(5) 休憩・睡眠施設

① 原則として、営業所又は車庫に併設するものであること。

② 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者１人当たり２．５㎡以上の広さを有するものであること。

③ 使用権原を有するものであること。

④ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(6) 運行管理体制

① 車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るものであること。

この場合、運転者が貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第２項に違反する者でないこと。

② 選任を義務づけられる員数の常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。

第２条で定める種別）ごとに５両以上とすること。

② 計画する事業用自動車（以下「計画車両」という。）にけん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車＋被けん引車を１両と算定すること。

③ 霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、①に拘束されないものであること。

(3) 事業用自動車

① 計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであること。

② 使用権原を有するものであること。

(4) 車庫

① 原則として営業所に併設するものであること。

ただし、併設できない場合は、平成３年６月２５日運輸省告示第３４０号に適合すること。

② 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が５０cm以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。

③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。

④ 使用権原を有するものであること。

⑤ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

⑥ 前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

(5) 休憩・睡眠施設

① 原則として、営業所又は車庫に併設するものであること。

② 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与える必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者１人当たり２．５㎡以上の広さを有するものであること。

③ 使用権原を有するものであること。

④ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(6) 運行管理体制

① 車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るものであること。

この場合、運転者が貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第２項に違反する者でないこと。

② 選任を義務づけられる員数の常勤の運行管理者及び整備管理者を確保する管理計画があること。

ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び第４号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立

③　勤務割及び乗務割が平成１３年８月２０日国土交通省告示第１３６５号に適合するものであること。
④　運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
⑤　車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
⑥　事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告の体制について整備されていること。
⑦　積載危険物等の輸送を行うものにあっては、消防法等関係法令に定める取扱資格者が確保されていること。

(7) 点検及び整備管理体制
①　選任を義務づけられる員数の常勤の整備管理者を確保する管理計画があること。
ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び第４号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等点検及び整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。
②　点検及び整備管理の担当役員等点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であること。

(8) 資金計画
①　所要資金の見積りが適切なものであること。
②　所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。
③　自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。

(9) 法令遵守
①　申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
②　健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務者が社会保険等に加入すること。
③　申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請日前６ヶ月間（悪質な違反については１年間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者をされていること。
③　勤務割及び乗務割が平成１３年８月２０日国土交通省告示第１３６５号に適合するものであること。
④　運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。
⑤　車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。
⑥　事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告の体制について整備されていること。
⑦　積載危険物等の輸送を行うものにあっては、消防法等関係法令に定める取扱資格者が確保されていること。

（新設）

(7) 資金計画
①　所要資金の見積りが適切なものであること。
②　所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。
③　自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。

(8) 法令遵守
①　申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。
②　健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下、社会保険等という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

③　申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する常勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請日前３ヶ月間（悪質な違反については６ヶ月間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員とし

含む。）ではないこと。
④　新規許可事業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後１ヶ月以降３ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導によっても改善が見込まれない場合等には、沖縄総合事務局及び運輸支局（運輸監理部を含む。）による監査等を実施するものとする。

(10) 損害賠償能力

①　自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。
②　石油類、化成品類又は高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。

(11) 許可に付す条件

①　(2)③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付すること。
②　許可後一年以内に運輸を開始する旨の条件を付すること。
③　運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後１５日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後１５日以内）に提出する旨の条件を付すること。
④　運輸開始前に社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すること。
⑤　特定の荷主を対象とする事業については、荷主が特定単数であれば特定貨物自動車運送事業の許可申請を、荷主が特定複数であれば一般貨物自動車運送事業の許可申請を指導することとし、荷主を限定する旨の条件を付することはしないこと。

(12) 欠格事由

施行規則第３条の２第１項第３号、第２項第３号及び第３項第３号に規定する者には、申請者の役員に占めるその役員の割合が２分の１を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者等が該当するものとする。

２．特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

１の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 荷扱所

①　従来の第二種荷扱所（宅配便のいわゆる取次店等）は、荷扱所に含めないものとする。
②　1(1)①～③について審査を行うこと。

(2) 積卸施設

①　営業所又は荷扱所に併設してあること。
②　使用権原を有すること。

て在任した者を含む。）ではないこと。
④　新規許可事業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後１ヶ月以降３ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導によっても改善が見込まれない場合等には、沖縄総合事務局及び運輸支局（運輸監理部を含む。）による監査等を実施するものとする。

(9) 損害賠償能力

①　自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。
②　石油類、化成品類又は高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。

(10) 許可に付す条件

①　(2)③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付すること。
②　許可後一年以内に運輸を開始する旨の条件を付すること。
③　運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後１５日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後１５日以内）に提出する旨の条件を付すること。
④　運輸開始前に社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すること。
⑤　特定の荷主を対象とする事業については、荷主が特定単数であれば特定貨物自動車運送事業の許可申請を、荷主が特定複数であれば一般貨物自動車運送事業の許可申請を指導することとし、荷主を限定する旨の条件を付することはしないこと。

(新設)

２．特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

１の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 荷扱所

①　従来の第二種荷扱所（宅配便のいわゆる取次店等）は、荷扱所に含めないものとする。
②　1(1)①～③について審査を行うこと。

(2) 積卸施設

①　営業所又は荷扱所に併設してあること。
②　使用権原を有すること。

③　都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
④　施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。
⑤　施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合うものであること。

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所については、当該営業所及び荷扱所の自動車の出入口の設置が、当該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないこと。

(4) 運行系統及び運行回数

①　運行系統毎の運行回数は車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施設の取扱能力等から適切なものであること。
②　取扱い貨物の推定運輸数量について算出基礎が的確であること。
③　運行車の運行は、少なくとも一日一便以上の頻度で行われるものであること。ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ、山村等の地域における区間では、一日一便以下でも差し支えない。

(5) 積合せ貨物管理体制

①　貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法又は設備を有すること。
②　貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な作業管理体制を有すること。
③　貨物の紛失等の事故による苦情処理が的確かつ迅速に行いうる体制を有すること。

(6) 運行管理体制

運行系統別の乗務基準が平成１３年８月２０日国土交通省告示第１３６５号に適合するものであること。

３．貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

１の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 貨物自動車利用運送に係る営業所について

１(1)①～③について審査を行うこと。

(2) 業務の範囲については、「一般事業」又は「宅配便事業」の別とする。
(3) 保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。

４．一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

これらの処理については、以下に定めるところによるほか、許可基準に準ずる。

(1) 事業用自動車の種別の変更の認可

新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通車を使用する運送について、それぞれ審査基準に適合するときに限り認めること。

③　都市計画法等関係法令に抵触しないこと。
④　施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。
⑤　施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合うものであること。

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所については、当該営業所及び荷扱所の自動車の出入口の設置が、当該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないこと。

(4) 運行系統及び運行回数

①　運行系統毎の運行回数は車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施設の取扱能力等から適切なものであること。
②　取扱い貨物の推定運輸数量について算出基礎が的確であること。
③　運行車の運行は、少なくとも一日一便以上の頻度で行われるものであること。ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ、山村等の地域における区間では、一日一便以下でも差し支えない。

(5) 積合せ貨物管理体制

①　貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法又は設備を有すること。
②　貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な作業管理体制を有すること。
③　貨物の紛失等の事故による苦情処理が的確かつ迅速に行いうる体制を有すること。

(6) 運行管理体制

運行系統別の乗務基準が平成１３年８月２０日国土交通省告示第１３６５号に適合するものであること。

３．貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

１の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 貨物自動車利用運送に係る営業所について

１(1)①～③について審査を行うこと。

(2) 業務の範囲については、「一般事業」又は「宅配便事業」の別とする。
(3) 保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。

４．一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

これらの処理については、以下に定めるところによるほか、許可基準に準ずる。

(1) 事業用自動車の種別の変更の認可

新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通車を使用する運送について、それぞれ審査基準に適合するときに限り認めること。

(2) 事業用自動車の数の変更の認可 施行規則第６条第１項第１号に規定する「当該変更後の事業計画が法第９条第２項において準用する法第６条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」には以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによること。 ① 変更後の事業用自動車の数が１(2)に適合しない場合　減車によるものである場合にあっては災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めること。 ② 増車を行う場合であって、イ～ハに該当する場合等法令遵守が十分でないと認められるとき　(6)①の基準に準じた審査を行うこと。 イ 変更を行おうとする者と法第５条第３号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から５年を経過しない者である場合 ロ 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が１２点以上である場合 ハ 変更に係る営業所について、申請日前１年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が行う巡回指導による総合評価において、「E」の評価を受けている場合 ③ 増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前３ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して３ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の３０％以上となるとき（当該合計が１０両以下であるときを除く。）　(6)①の基準による審査を行うこと。	（新設）
(3) 事業用自動車の数の変更の事前届出 ① 増減車の事前届出の受理に際しては、必要な添付書類の有無を確認すること。 ② ①の添付書類の内容の確認の結果、車庫の収容能力の拡大等事業計画の変更等が必要となる場合には、事業改善命令の対象となる旨説明し、その変更手続を終了させたうえで当該届出を行うよう指導すること。 （削る） ③ 増減車の事前届出に必要な添付書類を欠いている場合には当該届出を受理しないこと。 ④ 自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続きをとらせること。ただし、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」（平成５年１１月１０日付け自貨第９７号、自管第７９号、自整第２７０号、自環第３３３号）による取扱いは、この限りでない。 ⑤ 事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。	(2) 事業用自動車の数の変更の事前届出 ① 増減車の事前届出の受理に際しては、必要な添付書類の有無を確認すること。 ② ①の添付書類の内容の確認の結果、車庫の収容能力の拡大等事業計画の変更等が必要となる場合には、事業改善命令の対象となる旨説明し、その変更手続を終了させたうえで当該届出を行うよう指導すること。 ③ 減車により１(2)①の基準に適合しなくなる場合には、速やかに所要の車両数の配置等の是正を行うことを内容とする指導を行うこと。 ④ 増減車の事前届出に必要な添付書類を欠いている場合には当該届出を受理しないこと。 ⑤ 自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続きをとらせること。ただし、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」（平成５年１１月１０日付け自貨第９７号、自管第７９号、自整第２７０号、自環第３３３号）による取扱いは、この限りでない。 ⑥ 事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。

(4) 営業所の位置の変更の届出
　地方運輸局長が指定する区域内における位置の変更の届出については、車庫との距離制限上支障のないものだけを事後届出として取扱うこと。
(5) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて
　車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事業計画の変更の場合、協定書等の提示を求め内容を確認すること。
(6) 法令遵守
① 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、イ～への全てを満たすものであること。

イ 申請日前６ヶ月間（悪質な違反の場合は１年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

ロ 申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「E」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。

ハ 申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

ニ 申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。（特別な事情がある場合を除く。）

ホ 法第６０条第１項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

ヘ 施行規則第１２条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にかかる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められて

(3) 営業所の位置の変更の届出
　地方運輸局長が指定する区域内における位置の変更の届出については、車庫との距離制限上支障のないものだけを事後届出として取扱うこと。
(4) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて
　車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事業計画の変更の場合、協定書等の提示を求め内容を確認すること。
(5) 法令遵守
① 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、申請日前３ヶ月間（悪質な違反の場合は６ヶ月間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として存在していた者を含む。）ではないこと。
（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

いる運送約款を使用していること。

② 事業計画の変更のうち、増車については申請者又は届出者が当該申請又は届出に係る地方運輸局長等から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

5．運送約款の認可

(1) 施行規則第１１条に規定する記載事項が明確に規定されていること。

(2) 運賃・料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

(3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

(4) 運賃・料金の収受に関して、施行規則第１２条に該当する場合を除き、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められていること。

(5) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

6．事業の譲渡譲受の認可

(1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続きによることとする。

(2) 事業を譲り受けしようとする者について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。

7．合併、分割又は相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。

8．事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、事業計画の変更の手続をとらせること。

9．特定貨物自動車運送事業の許可

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

(1) 特定の運送需要者

① 単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できること。

② 運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。

(2) 営業所

１(1)によること。

(3) 最低車両台数

営業所毎に配置する事業用自動車の数は５両以上とすること。

② 事業計画の変更のうち、増車については届出者が当該届出に係る地方運輸局長等から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

5．運送約款の認可

(1) 貨物自動車運送事業法施行規則第１１条に規定される記載事項が明確に規定されていること。

(2) 運賃・料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

(3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

（新設）

(4) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

6．事業の譲渡譲受の認可

(1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続きによることとする。

(2) 事業を譲り受けしようとする者について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。

7．合併、分割又は相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。

8．事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、事業計画の変更の手続をとらせること。

9．特定貨物自動車運送事業の許可

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

(1) 特定の運送需要者

① 単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できること。

② 運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。

(2) 営業所

１(1)によること。

(3) 最低車両台数

営業所毎に配置する事業用自動車の数は５両以上とすること。

ただし、特定の運送需要者の輸送量など実情に応じて地方運輸局長が個別に認める場合においては、この限りでない。

(4) 事業用自動車
1(3)によること。

(5) 車庫
1(4)によること。

(6) 休憩・睡眠施設
1(5)によること。

(7) 運行管理体制
1(6)によること。

(8) 点検及び整備管理体制
1(7)によること。

(9) 資金計画
1(8)によること。

(10) 法令遵守
1(9)によること。

(11) 損害賠償能力
1(10)によること。

(12) 許可に付す条件
1(11)②～④によること。

(13) 貨物利用運送事業
3によること。

(14) 特定貨物自動車運送事業と一般貨物自動車運送事業との関係
特定貨物自動車運送事業の許可を取得した事業者が特定の運送需要者を新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自動車運送事業の許可申請の手続を指導すること。

10. 特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等
4((2)及び(6)①へを除く。)及び6に準じて処理すること。

11. その他
一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、以下のとおり取扱うこと。

(1) 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に、別途定める様式により報告を求め、許可に付された条件等の遵守状況について確認を行うこと。

(2) 施行規則第44条の規定に基づき、別途定める様式により運輸開始の届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入及び納付義務を負う保険料の納付の徹底を図ること。

(4) 事業用自動車
1(3)によること。

(5) 車庫
1(4)によること。

(6) 休憩・睡眠施設
1(5)によること。

(7) 運行管理体制
1(6)によること。

(新設)

(新設)

(8) 法令遵守
1(8)によること。

(9) 損害賠償能力
1(9)によること。

(10) 許可に付す条件
1(10)②～④によること。

(11) 貨物利用運送事業
3によること。

(12) 特定貨物自動車運送事業と一般貨物自動車運送事業との関係
特定貨物自動車運送事業の許可を取得した事業者が特定の運送需要者を新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自動車運送事業の許可申請の手続を指導すること。

10. 特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等
4及び6に準じて処理すること。

11. その他
一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、以下のとおり取扱うこと。

(1) 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に、別途定める様式により報告を求め、許可に付された条件等の遵守状況について確認を行うこと。

(2) 貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づき、別途定める様式により運輸開始の届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入の徹底を図ること。

附　則（平成１９年７月２７日　国自貨第６５号） １　本処理方針は、平成１９年９月１０日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。 ２　「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を継続することを可能とする。 附　則（平成２０年３月３１日　国自貨第２２３号） 本処理方針は、平成２０年７月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。 附　則（平成２５年１０月３１日　国自貨第８３号） 本処理方針は、平成２５年１２月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。 附　則（平成２７年３月９日　国自貨第８４号） 本処理方針は、平成２７年６月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。 附　則（令和元年８月１日　国自貨第３７号） 本処理方針は、令和元年１１月１日以降に申請又は届出のあったものから適用するものとする。	附　則（平成１９年７月２７日　国自貨第６５号） １　本処理方針は、平成１９年９月１０日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。 ２　「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を継続することを可能とする。 附　則（平成２０年３月３１日　国自貨第２２３号） 本処理方針は、平成２０年７月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。 附　則（平成２５年１０月３１日　国自貨第８３号） 本処理方針は、平成２５年１２月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。 附　則（平成２７年３月９日　国自貨第８４号） 本処理方針は、平成２７年６月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

国自貨第７７号
平成１５年　２月１４日
一部改正　平成１９年　２月　７日
一部改正　平成１９年　７月２７日
一部改正　平成２０年　３月３１日
一部改正　平成２５年１０月３１日
一部改正　平成２７年　３月　９日
一部改正　令和　元年　８月　１日

各地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車交通局長

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可
及び事業計画変更認可申請等の処理について

鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成１４年法律第７７号）の施行に伴い、一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理方針について、別紙のとおり定めたので通知する。貴職におかれては、現在定めている処理基準について所要の改正を行い、迅速かつ的確な処理を図られたい。

また、今般の改正法において営業区域規制が廃止されたことに伴い、今後は全国的な事業展開が可能となることから、各局の定める処理基準についても、処分の公平性、透明性を確保するため全国統一的なものとする必要があるので、その旨留意されたい。

なお、本通達は、平成１５年４月１日以降の申請事案について適用することとし、これに伴い「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について」（平成２年８月２３日貨陸第８３号）は平成１５年３月３１日限りで廃止する。

別　紙

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針

1．一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

(1) 営業所

① 使用権原を有すること。

② 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

③ 規模が適切なものであること。

④ 必要な備品を備えているなど、事業遂行上適切なものであること。

(2) 最低車両台数

① 営業所毎に配置する事業用自動車の数は種別（貨物自動車運送事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第２条で定める種別）ごとに５両以上とすること。

② 計画する事業用自動車（以下「計画車両」という。）にけん引車、被けん引車を含む場合の最低車両台数の算定方法は、けん引車＋被けん引車を１両と算定すること。

③ 霊きゅう運送、一般廃棄物運送、一般的に需要の少ないと認められる島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの。）の地域における事業については、①に拘束されないものであること。

(3) 事業用自動車

① 計画車両の大きさ、構造等が輸送する貨物に適切なものであること。

② 使用権原を有するものであること。

(4) 車庫

① 原則として営業所に併設するものであること。

ただし、併設できない場合は、平成３年６月２５日運輸省告示第３４０号に適合すること。

② 車両と車庫の境界及び車両相互間の間隔が５０cm以上確保され、かつ、計画車両数すべてを収容できるものであること。

③ 他の用途に使用される部分と明確に区画されていること。

④ 使用権原を有するものであること。

⑤ 都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

⑥ 前面道路については、原則として幅員証明書により、車両制限令に適合すること。

(5) 休憩・睡眠施設

① 原則として、営業所又は車庫に併設するものであること。

② 乗務員が有効に利用することができる適切な施設であり、乗務員に睡眠を与え

る必要がある場合には、少なくとも同時睡眠者１人当たり２．５㎡以上の広さを有するものであること。

③　使用権原を有するものであること。

④　都市計画法等関係法令の規定に抵触しないこと。

(6) 運行管理体制

①　車両数及びその他の事業計画に応じた適切な員数の運転者を常に確保し得るものであること。

この場合、運転者が貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第２項に違反する者でないこと。

②　選任を義務づけられる員数の常勤の運行管理者を確保する管理計画があること。

③　勤務割及び乗務割が平成１３年８月２０日国土交通省告示第１３６５号に適合するものであること。

④　運行管理の担当役員等運行管理に関する指揮命令系統が明確であること。

⑤　車庫が営業所に併設できない場合には、車庫と営業所が常時密接な連絡をとれる体制を整備するとともに、点呼等が確実に実施される体制が確立されていること。

⑥　事故防止についての教育及び指導体制を整え、かつ、事故の処理及び自動車事故報告規則に基づく報告の体制について整備されていること。

⑦　積載危険物等の輸送を行うものにあっては、消防法等関係法令に定める取扱資格者が確保されていること。

(7) 点検及び整備管理体制

①　選任を義務づけられる員数の常勤の整備管理者を確保する管理計画があること。

ただし、一定の要件を満たすグループ企業（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号及び第４号に定める子会社及び親会社の関係にある企業及び同一の親会社を持つ子会社をいう。）に整備管理者を外部委託する場合は、事業用自動車の運行の可否の決定等点検及び整備管理に関する業務が確実に実施される体制が確立されていること。

②　点検及び整備管理の担当役員等点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であること。

(8) 資金計画

①　所要資金の見積りが適切なものであること。

②　所要資金の調達に十分な裏付けがあること、自己資金が所要資金に相当する金額以上であること等資金計画が適切であること。

③　自己資金が、申請日以降許可日までの間、常時確保されていること。

(9) 法令遵守

①　申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を有し、かつ、その法令を遵守すること。

②　健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第

１１５号）、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく社会保険及び労働保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務者が社会保険等に加入すること。

③　申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申請日前６ヶ月間（悪質な違反については１年間）又は申請日以降に、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在任した者を含む。）ではないこと。

④　新規許可事業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、運輸開始の届出後１ヶ月以降３ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導によっても改善が見込まれない場合等には、沖縄総合事務局及び運輸支局（運輸監理部を含む。）による監査等を実施するものとする。

(10)　損害賠償能力

①　自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済に加入する計画のほか、一般自動車損害保険（任意保険）の締結等十分な損害賠償能力を有するものであること。

②　石油類、化成品類又は高圧ガス類等の危険物の輸送に使用する事業用自動車については、①に適合するほか、当該輸送に対応する適切な保険へ加入する計画など、十分な損害賠償能力を有するものであること。

(11)　許可に付す条件

①　(2)③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付すること。

②　許可後一年以内に運輸を開始する旨の条件を付すること。

③　運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前（整備管理者の選任届については、選任後１５日以内に運輸開始する場合にあっては、選任後１５日以内）に提出する旨の条件を付すること。

④　運輸開始前に社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すること。

⑤　特定の荷主を対象とする事業については、荷主が特定単数であれば特定貨物自動車運送事業の許可申請を、荷主が特定複数であれば一般貨物自動車運送事業の許可申請を指導することとし、荷主を限定する旨の条件を付することはしないこと。

(12)　欠格事由

施行規則第３条の２第１項第３号、第２項第３号及び第３項第３号に規定する者には、申請者の役員に占めるその役員の割合が２分の１を超える者や、申請者の株主と株主の構成が類似している者等が該当するものとする。

2．特別積合せ貨物運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

１の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 荷扱所

① 従来の第二種荷扱所（宅配便のいわゆる取次店等）は、荷扱所に含めないものとする。

② 1(1)①～③について審査を行うこと。

(2) 積卸施設

① 営業所又は荷扱所に併設してあること。

② 使用権原を有すること。

③ 都市計画法等関係法令に抵触しないこと。

④ 施設は、貨物の積卸機能のみならず、荷捌き・仕分け機能、一時保管機能を有するものであること。

⑤ 施設の取扱能力は、当該施設に係る運行系統及び運行回数に見合うものであること。

(3) 営業所及び荷扱所の自動車の出入口

複数の事業用自動車を同時に停留させることのできる積卸施設を有する営業所及び荷扱所については、当該営業所及び荷扱所の自動車の出入口の設置が、当該出入口の接する道路における道路交通の円滑と安全を阻害しないこと。

(4) 運行系統及び運行回数

① 運行系統毎の運行回数は車両数、取扱い貨物の推定運輸数量、積卸施設の取扱能力等から適切なものであること。

② 取扱い貨物の推定運輸数量について算出基礎が的確であること。

③ 運行車の運行は、少なくとも一日一便以上の頻度で行われるものであること。

ただし、一般的に需要の少ないと認められる島しょ、山村等の地域における区間では、一日一便以下でも差し支えない。

(5) 積合せ貨物管理体制

① 貨物の紛失を防止するための適切な貨物追跡管理の手法又は設備を有すること。

② 貨物の滅失・毀損を防止するために、営業所及び荷扱所において適切な作業管理体制を有すること。

③ 貨物の紛失等の事故による苦情処理が的確かつ迅速に行いうる体制を有すること。

(6) 運行管理体制

運行系統別の乗務基準が平成１３年８月２０日国土交通省告示第１３６５号に適合するものであること。

3．貨物自動車利用運送をする一般貨物自動車運送事業の許可

１の審査方針に加え、以下に定める事項について審査する。

(1) 貨物自動車利用運送に係る営業所について

1 (1)①～③について審査を行うこと。

(2) 業務の範囲については、「一般事業」又は「宅配便事業」の別とする。

(3) 保管体制を必要とする場合は、保管施設を保有していること。

4．一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

これらの処理については、以下に定めるところによるほか、許可基準に準ずる。

(1) 事業用自動車の種別の変更の認可

新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通車を使用する運送について、それぞれ審査基準に適合するときに限り認めること。

(2) 事業用自動車の数の変更の認可

施行規則第６条第１項第１号に規定する「当該変更後の事業計画が法第９条第２項において準用する法第６条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合」には以下に掲げる場合等が該当するものとし、審査に当たってはそれぞれ以下に定めるところによること。

① 変更後の事業用自動車の数が１(2)に適合しない場合　減車によるものである場合にあっては災害等により車両が使用不能となりこれに代わる他の車両が確保されるまでの間におけるものである場合に限り認めることとし、増車によるものである場合にあっては当該基準に適合させるための適切な計画を有していると認められる場合に限り認めること。

② 増車を行う場合であって、イ～ハに該当する場合等法令遵守が十分でないと認められるとき　(6)①の基準に準じた審査を行うこと。

イ 変更を行おうとする者と法第５条第３号に準ずる密接な関係を有する者が一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から５年を経過しない者である場合

ロ 変更に係る営業所における行政処分の累積違反点数が１２点以上である場合

ハ 変更に係る営業所について、申請日前１年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）が行う巡回指導による総合評価において、「Ｅ」の評価を受けている場合

③ 増車を行う場合であって、変更に係る事業用自動車の数と申請日前３ヶ月以内において増加した事業用自動車の数との合計が、申請日から起算して３ヶ月前時点における当該営業所に配置する事業用自動車の数の３０％以上となるとき（当該合計が１０両以下であるときを除く。）　(6)①の基準による審査を行うこと。

(3) 事業用自動車の数の変更の事前届出

① 増減車の事前届出の受理に際しては、必要な添付書類の有無を確認すること。

② ①の添付書類の内容の確認の結果、車庫の収容能力の拡大等事業計画の変更等が必要となる場合には、事業改善命令の対象となる旨説明し、その変更手続を終了させたうえで当該届出を行うよう指導すること。

③ 増減車の事前届出に必要な添付書類を欠いている場合には当該届出を受理しないこと。

④　自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続きをとらせること。ただし、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」（平成５年１１月１０日付け自貨第９７号、自管第７９号、自整第２７０号、自環第３３３号）による取扱いは、この限りでない。

⑤　事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。

(4) 営業所の位置の変更の届出

地方運輸局長が指定する区域内における位置の変更の届出については、車庫との距離制限上支障のないものだけを事後届出として取扱うこと。

(5) 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて

車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事業計画の変更の場合、協定書等の提示を求め内容を確認すること。

(6) 法令遵守

①　事業計画の事業規模の拡大となる申請については、イ～への全てを満たすものであること。

イ　申請日前６ヶ月間（悪質な違反の場合は１年間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。）又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長（運輸監理部長を含む。）から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する役員として存在していた者を含む。）ではないこと。

ロ　申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、申請に係る営業所（営業所の新設を行う場合にあっては、申請地を管轄する地方運輸局内における全ての営業所）に関し、地方実施機関が行う巡回指導による総合評価において「Ｅ」の評価を受けた者でないこと（当該巡回指導により指摘を受けた全ての項目について、当該巡回指導に係る地方実施機関に対して改善報告を行っている場合を除く。）。

ハ　申請日前３ヶ月間又は申請日以降に、当該申請に係る営業所に関して、自らの責による重大事故を発生させていないこと。

ニ　申請に係る営業所を管轄する運輸支局内における全ての営業所に配置している事業用自動車について、有効な自動車検査証の交付を受けていること。（特別な事情がある場合を除く。）

ホ　法第６０条第１項及び同項に基づく貨物自動車運送事業報告規則による事業報告書、事業実績報告書及び運賃・料金の届出並びにその他の報告の徴収について、届出・報告義務違反がないこと。

ヘ　施行規則第１２条に該当する場合を除き、運送の役務の対価としての運賃（以下「運賃」という。）と運送の役務以外の役務又は特別に生ずる費用にか

かる料金（以下「料金」という。）とを区分して収受する旨が明確に定められている運送約款を使用していること。

② 事業計画の変更のうち、増車については申請者又は届出者が当該申請又は届出に係る地方運輸局長等から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

5．運送約款の認可

(1) 施行規則第１１条に規定する記載事項が明確に規定されていること。

(2) 運賃・料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。

(3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。

(4) 運賃・料金の収受に関して、施行規則第１２条に該当する場合を除き、運賃と料金とを区分して収受する旨が明確に定められていること。

(5) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮のうえ、審査を行うこと。

6．事業の譲渡譲受の認可

(1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続きによることとする。

(2) 事業を譲り受けしようとする者について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。

7．合併、分割又は相続の認可

合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、許可基準の定めるところに準じて審査すること。

8．事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用することとし、事業の一部の休止又は廃止については、事業計画の変更の手続をとらせること。

9．特定貨物自動車運送事業の許可

以下の方針の定めるところにより行うものとする。

(1) 特定の運送需要者

① 単数の者に特定され、当該荷主の輸送量の大部分の輸送量を確保できること。

② 運送契約の締結及び運送の指示を直接行い、第三者を介入させないものであること。

(2) 営業所

１(1)によること。

(3) 最低車両台数

営業所毎に配置する事業用自動車の数は５両以上とすること。

ただし、特定の運送需要者の輸送量など実情に応じて地方運輸局長が個別に認める場合においては、この限りでない。

(4) 事業用自動車

1 (3) によること。

(5) 車庫

1 (4) によること。

(6) 休憩・睡眠施設

1 (5) によること。

(7) 運行管理体制

1 (6) によること。

(8) 点検及び整備管理体制

1 (7) によること。

(9) 資金計画

1 (8) によること。

(10) 法令遵守

1 (9) によること。

(11) 損害賠償能力

1 (10) によること。

(12) 許可に付す条件

1 (11) ②～④によること。

(13) 貨物利用運送事業

3によること。

(14) 特定貨物自動車運送事業と一般貨物自動車運送事業との関係

特定貨物自動車運送事業の許可を取得した事業者が特定の運送需要者を新たに追加する場合は、特定貨物自動車運送事業の廃止及び一般貨物自動車運送事業の許可申請の手続を指導すること。

10. 特定貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

4 ((2) 及び (6) ①へを除く。) 及び6に準じて処理すること。

11. その他

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、以下のとおり取扱うこと。

(1) 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に、別途定める様式により報告を求め、許可に付された条件等の遵守状況について確認を行うこと。

(2) 施行規則第44条の規定に基づき、別途定める様式により運輸開始の届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入及び納付義務を負う保険料の納付の徹底を図ること。

附　則（平成１９年７月２７日　国自貨第６５号）

１　本処理方針は、平成１９年９月１０日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

２　「道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について」（平成１５年３月１８日、国自整第２１６号）の一部改正に伴い、整備管理者の外部委託が禁止される者について、同通達の施行時点で外部委託を行っている一般貨物自動車運送事業者及び特定貨物自動車運送事業者については施行日から２年間、施行前に一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可を申請したものについては、その申請による運輸の開始の日から２年間、外部委託を継続することを可能とする。

附　則（平成２０年３月３１日　国自貨第２２３号）

本処理方針は、平成２０年７月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附　則（平成２５年１０月３１日　国自貨第８３号）

本処理方針は、平成２５年１２月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附　則（平成２７年３月９日　国自貨第８４号）

本処理方針は、平成２７年６月１日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

附　則（令和元年８月１日　国自貨第３７号）

本処理方針は、令和元年１１月１日以降に申請又は届出のあったものから適用するものとする。